

若松税理士事務所通信

平成30年10月号 No.71

<ごあいさつ>

暑さも和らぎ、涼しい日が続いております。

朝晩肌寒くなってきますので、季節の変わり目のこの時期、風邪等引かれませぬよう、お体ご自愛下さい。

<個人の確定申告・節税対策について>

今年も早いもので、3ヶ月を切りました。確定申告の手続きまでには、まだまだお時間はありますが、そろそろ税金対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要がありますので、何点かご紹介致します。

- ① 青色申告承認申請の届出（来年度より適用）
- ② 青色専従者給与の届出（専従者雇用日より適用）
- ③ 貸倒引当金の計上
- ④ 純損失の繰越し（3年間）
- ⑤ 少額減価償却資産（30万円未満）の購入必要経費の確認・見直し
- ⑥ 倒産防止共済の加入・増額
- ⑦ 小規模企業共済の加入・増額
- ⑧ 確定拠出年金の加入
- ⑨ 生命保険の加入（一般・介護医療・個人年金）
- ⑩ 医療費の領収書の集計（目安10万円）
- ⑪ 配偶者特別控除の確認
- ⑫ ふるさと納税（寄付金控除）の活用
- ⑬ 住宅ローン控除（最大10年間）
- ⑭ 所得拡大促進税制の活用
- ⑮ 消費税の簡易課税制度の検討・見直し

※上記の制度や内容の適用には、一定の条件がありますので、必ず税理士にご確認下さい。

<10・11月の税金関係>

- ① 8月決算の確定申告・2月決算の中間申告
- ② 個人市県民税の納付（第3期分）・・・10月末日
- ③ 所得税の予定納税額の納付・・・11月末日
- ④ 個人事業税の納付・・・11月末日

なお、10月以降より、税務署から『**年末調整に関する書類**』が、また保険会社等から**各控除証明書等**が送付されます。これらは、年末調整の手続きに絶対に必要となりますので、必ずご確認をお願い致します。

<事務所移転の予定のお知らせ>

当事務所は、来年の2月上旬に事務所を移転する予定です。詳細は、随時お知らせをしていきます。

<若松家の出来事>

現在、長男（年長）、次男（年中）、長女（2才）の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、夏休み最後の週末に、三泊四日で石垣島に行って来ました。

初日は、那覇空港で飛行機が1時間遅れて15時に着いたため、お土産物の下調べだけで終わりました。

二日目は、午前中はカヤック、午後からホテルのビーチ・プールでマリンスポーツとシュノーケリングを。

三日目は、午前中は竹富島で水牛車体験、午後からはお土産屋さんめぐりとホテルのビーチ・プールへ。

最終日は、午前中は川平湾でグラスボート遊覧、午後からは名残惜しくも14時の便で帰路へ。

旅行中、スコールには見舞われましたが、何事もなく楽しく過ごす事ができ、良い思い出ができました。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市南部町2-7-2F
(弁護士法人ラグーン本店2階)
電話：083-234-1448
FAX：083-234-1449
E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

